

第2次輪島市総合計画（後期基本計画）の策定について

1. 目的

現行の「第2次輪島市総合計画（前期基本計画）」の計画期間が令和3年度（2021年度）に終了することを踏まえ、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第2次輪島市総合計画（後期基本計画）」を策定することとしました。

2. 変更の対象箇所

（1）基本構想

「基本理念」、「将来像」、「基本方針」の変更は行わず、「定住人口（将来人口）の目標」及び「交流人口（観光入込概数）の目標」の見直しのみを対象としました。

（2）基本計画

計画の体系は現行計画を踏襲し、以下に記載する3つの視点に従って、関連項目の整理、検証等を行いました。

3. 変更のポイント（3つの視点）

（1）輪島市における自治体SDGs施策の推進

2015年の「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）手法を取り入れ、輪島市における自治体SDGs施策として、戦略的に取り組んでいく目印として、本計画が掲げる目標とSDGsが掲げる目標の関連性を本計画に明示しました。

（2）総合戦略との一本化

本計画は、「輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するもの（一本化）であることから、総合戦略に位置付けた目標・施策、【KPI】重要業績評価指標等を反映させたものにしました。

また、令和元年12月に閣議決定された、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標・施策を及び、令和3年6月に内閣府より示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を反映させたものとしました。

（3）時代の変化への対応

現計画策定以降新たに策定または改定された各種計画、現下の社会情勢における様々なトレンド等をできるだけ反映するなど、時代の変化に的確に対応した計画としました。

例えば、国のデジタル戦略に呼応する地域における「Society5.0」の推進、コロナ禍による新しい生活様式への対応、森林環境税への対応等の視点を取り入れたものとしました。

4. 基本方針ごとの主な記載項目

「第2次輪島市総合計画（後期基本計画）（案）」（以下、「本計画」）の基本計画編には、計画期間中に取り組む施策を多岐に渡って記載しております。

以下は、本計画における5つの基本方針ごとに記載している主な項目を示しています。

I. 安全・安心・快適なまちづくり	主な記載項目
I-1 持続可能なまちづくり	・都市計画、移住・定住、道路網、公共交通、IoT、上下水道、公園 等
I-2 安全・安心なまちづくり	・消防、防災・減災、防犯・交通安全 等
I-3 自然・景観の保全・活用	・自然環境保全、景観保全、循環型社会 等

II. 活力を生み出すまちづくり	主な記載項目
II-1 戦略的交流による地域振興	・観光、国内外交流、交流拠点 等
II-2 活力に富む産業振興	・漆器、商工業、農林業、水産業、地域ブランド 等
II-3 多様な就労機会の創出	・創業、企業立地、雇用対策 等

III. 健やかに過ごすまちづくり	主な記載項目
III-1 女性が活躍できるまちづくり	・出産・子育て、男女協働参画 等
III-2 地域で支え合う福祉の増進	・地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉 等
III-3 生涯の健康づくり	・地域医療、健康づくり 等

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり	主な記載項目
IV-1 困難に打ち克つ人づくり	・学校教育、地域コミュニティ、地域での教育、生涯学習、スポーツ 等
IV-2 伝統・文化を次代につなぐ	・文化・芸術、文化財 等

V. 市民と行政の協働によるまちづくり	主な記載項目
V-1 行政経営基盤の強化	・財政、行政サービス 等
V-2 さらなる協働によるまちづくりの展開	・県、国、他都市等との連携 等